

新宿区教育委員会会議録

平成17年第9回定例会

平成17年9月2日

新宿区教育委員会

平成17年第9回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成17年9月2日(金)

開会 午後 2時03分

閉会 午後 3時59分

場 所 新宿区役所6階第3委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	櫻 井 美紀子	委 員	熊 谷 洋 一
委 員	内 藤 頼 誼	委 員	木 島 富士雄
教 育 長	金 子 良 江		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	中央図書館長	小 柳 俊 彦
教育政策課長	鴨 川 邦 洋	教育指導課長	木下川 肇
学校運営課長	杉 原 純	教育環境整備課長	木 村 純 一
生涯学習振興課長	赤 羽 憲 子	生涯学習財団 担当 課 長	小野寺 孝 次

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教育政策課 管 理 係 主 査	伊 丹 昌 広
教育政策課管理係	岩 崎 鉄次郎		

## 議事日程

### 議案

- 日程第1 議案第57号 新宿区奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第58号 平成18年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について
- 日程第3 議案第59号 平成17年度新宿区一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第4 議案第60号 公文書部分公開決定処分に対する異議申立てに関する情報公開・個人情報保護審査会への諮問について
- 日程第5 議案第61号 自己情報の開示請求に応じられない決定処分に対する異議申立てに関する情報公開・個人情報保護審査会への諮問について

### 報告

- 1 平成18年度予算の見積りについて(教育政策課長)
- 2 学校選択制度保護者アンケートの結果について(学校運営課長)
- 3 平成17年度第2回学校公開日程(中学校)について(学校運営課長)
- 4 その他

### 資料配付

- 1 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について(通知)

開 会

櫻井委員長 ただいまから、平成17年新宿区教育委員会第9回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、木島委員にお願いいたします。

議案第57号 新宿区奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について

櫻井委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第57号 新宿区奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

では、議案第57号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、議案の説明に入ります前に、今回の条例改正に至りました経緯について、簡単に最初に御説明したいと思います。

本件は、条例改正につきまして、今回御提案に至った経緯につきましては、本年第2回の定例議会が6月にごさいましたが、その中の民主党の代表質問の中で、新宿区奨学資金制度の改善についての御質問がございまして、その中で、特に連帯保証人の都内在住の義務付けが現行条例の中にはございしますが、こういった都内在住という義務付けが応募しにくい制度になっているのではないかという御指摘がございました。これについて教育委員会として、奨学生をより応募しやすい制度とするため、しかるべき時期に規定の改正を考えていくということを御答弁しております。それを踏まえまして、制度の改善を検討してまいりまして、今回の提案に至ったものでございます。

それでは、まず議案の概要を御覧いただきたいと思っております。それとあと、新旧対照表で御説明したいと思います。

件名は「新宿区奨学資金貸付条例の一部を改正する条例」。

概要でございます。新宿区奨学資金貸付制度を奨学生がより応募しやすい制度とするため、連帯保証人の要件を変更するとともに、転出等により奨学資金の貸付けを打ち切った場合の奨学資金の返還を猶予することができる規定を追加し、規定を整備する必要があるためでございます。

1点目は、今の都内住所要件を削りまして、新たに「奨学資金の弁済をする資力を有する

こと」ということで、債権を担保する趣旨から新たな要件として加えたところでございます。それからもう1点につきましては、現行、転出等により区内在住要件がなくなれば、奨学資金の貸付けが打ち切られることとなります。その後、1年後、返還義務が生じて返還をしていただくケースもございます。ただ、これは実態に照らしますとやはり不合理なこともございますので、その方が高等学校に在学している期間中につきましては、奨学資金そのものの返還を猶予することができる旨の規定を追加するものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧いただきたいと思えます。

左側に改正後の条例、それから右側に現行の条例文をすべて載せております。総則の方、第1章、第1条は省略させていただきます。

第2章の奨学生、第2条は貸付けの要件でございます。これの4号に現行は「同種の奨学資金を他から支給されていないこと」とあります。これを左側の「同種の資金を他から借り受けていないこと」というふうに改めます。これの理由でございますが、他から支給されていないことというのは、もともと借り受けていないということの意味していたわけですが、例えば島田育英基金につきましては、入学準備金そのものが給付という形で、返さなくていいという制度もございます。こうした場合、給付がやはり支給に該当するだろうという非常に紛らわしい規定でございましたので、これは今回改正で整理をして、借り受けていないことと明確に表現したところでございます。

それから第3条は奨学生の出願で、これは変わっていませんが、流れを少し御説明いたしますと、奨学資金貸付けの希望者につきましては、裏の方を御覧いただきたいんですが、現に在学する学校の校長推薦を受け、奨学資金の申請を教育委員会に提出することになっております。その後、第4条、奨学生の決定及び通知。前条で申請書の提出があったときは、予算の範囲内において、大体毎年度20名弱でございますが、奨学生を決定し希望者に通知することになっております。その中で、第5条、連帯保証人ということで、連帯保証人を立てる必要がございますが、現行、右側の第5条では、1項2号で東京都内に住所を有することというふうにしておりますので、これが使いにくい制度、応募しにくい制度ということも確かに言えようかと思えますので、ここを削除いたしまして、改正後、左側の方を御覧いただきたいんですが、貸付けを受ける奨学資金の弁済をする資力を有することと。もともと連帯保証人そのものも債権の担保という形で立てていただいているわけですが、ここで改めて奨学資金の弁済をする資力を有することということで、規定をさせていただいております。

それから右側のページにまいりますが、第10条は返還の方法を定めております。現行は右

側にございますように、アンダーラインの箇所でございますが、委員会の定めるところに返還しなければならないというふうに規定しておりますが、これは今回の条例改正に伴いまして規定整備もあわせて行うということで、返還あるいは返還の猶予、そういった予算執行権限にかかわるものについては、区長が権限をすべて持っているということに基づきまして、ここについては、やはり全庁的に区長という形で整理をされているわけですので、教育委員会に係る奨学資金貸付条例もそれに倣いまして、委員会ではなくて区長というふうに明確に規定し直したものでございます。

それから、第11条は返還の猶予を定めております。ここは先ほど概要のところの2で申し上げました、高校に在学中の方でも区内在住要件がなくなっても猶予できるということ、アンダーラインの部分で変更しております。あわせまして区長が猶予するというので、文中に「区長」を加えております。

次のページ、裏でございますが、第12条は返還の方法の変更又は免除ということで、この規定につきましても、現行は主語がありませんが委員会というふうに読めるわけですが、ここも先ほどと同じ理由で「区長は」というふうにはっきり規定いたしまして、所要の文章の流れの悪いところについて直させていただいております。

第14条は区長への委任を定めたものです。それから15条の委任につきましても、頂ずれで14条が15条になったというところでございます。

以上、雑駁でございますが、説明申し上げます。

櫻井委員長 ありがとうございます。説明が終わりましたが、御質問、御意見ございましたらお願いします。

内藤委員、お願いします。

内藤委員 改正内容はこれで結構だと思うんですが、奨学資金の貸付けの実態について、今、御説明の中で毎年度20人というようなことがちょっとあったと思うんですが、今、奨学資金の貸付けを受けている高校生、それから高専の学生の人数はどのくらいなんでしょうか。

それから、返還の猶予とか、あるいはこの第13条の利息及び違約金というようなケースがどのくらいありますか。

櫻井委員長 教育政策課長。

教育政策課長 今現在は40名が貸付けの対象になっております。それから毎年の採用人数は、先ほど20名弱と申し上げましたが、平成14年は18名、15年が13名、16年が18名という形で推移しております。それから返還の猶予につきましても、ほとんどが上級に進学いたしますの

で、事例はほとんどないかと思います。それから利息金、違約金、要するに滞納した場合の利息金あるいは違約金を支払っているものについては実績はございません。

内藤委員 わかりました。

櫻井委員長 ほかにいかがでしょう。

どうぞ、熊谷委員。

熊谷委員 中身については異存はないんですが、ちょっと教えてほしいんですけども、例えば11条、12条に、内容の変更はともかく、それぞれ「区長は」という文言が入っていますね。それから新たに14条で「区長への委任」というのが入って、区長が別に定めるということになっていますが、これは現行とそれからこの改正に区長と明記されたのはどういう、何か理由があるんでしょうか。ちょっとその違いを教えてほしいんですが。

教育政策課長 すみません、ちょっと説明不足で。条例本文の中には「区長が」ということで、先ほど申しましたとおり財政権限が区長に帰属するということで、区長が、使用料、手数料も含めてそうなんです。こういった資金の貸付けの返還の猶予とかそういったものについては区長の権限ということで、条例上は「区長は」という表記をさせていただきました。

それで区長への委任なんです。この詳細については規則で定める必要があるわけですが、これも区長の権限の範囲ですので、一たんこの条例から区長へ委任をいたしまして、ちょっとややこしいんですが、区の方は訓令の中で、教育委員会にまたそれを再委任するというような規定がございまして、それを受ける条項が15条ということで、それを受けまして教育委員会で、具体的に今の区長の条例条項にあったものについても、細かい規定につきましては教育委員会規則で教育委員会が定めると。これは区の訓令を受けて教育委員会で定めると、そういうようなちょっと複雑な書き方になっているんですが。

熊谷委員 今までとやり方とか、制度、考え方が変わったということではないんですね。

櫻井委員長 教育政策課長。

教育政策課長 考え方が変わったわけではございませんで、条例上のそういった行政実例といたしますか、通説を区としてはそういう立場でとっているわけで、当然、教育委員会が専管といたしますか主管するこういった条例についても、そういった表記が必要だろうということで、事務手続上も対外的にも、これは内容的にはほとんど変わっておりません。ただ表記だけを変えたものです。

櫻井委員長 ほかにいかがでしょうか。

すみません、この従来の東京都在住という条件がついたのは、どういう意味があったんで

しょう。

教育政策課長 それより以前につきましては区内在住要件ということで、かなり厳しかったんですが、それを、ちょっと年次は忘れましたが、都内要件に一応拡大したという経過がございます。他区の事例も大体ここまででございますが、1つは、こうした理由は、区内あるいは都内にいる方が、滞納されたときにいろいろな交渉事がやりやすい、つまり債権担保が非常にやりやすいということがございました。ただ、第2回定例会での民主党の代表質問でも言われましたように、確かにこれがあるがために貸付けを希望される方が躊躇されるというようなことであれば、やはり制度の趣旨を損ないますので、こういったことを債権担保をする中で、住所要件を取りまして、広く皆さんに使っていただくという趣旨でございます。

櫻井委員長 そうすると、飛躍すれば海外に住んでいてもいいということですね、返還能力があれば。

教育政策課長 住所要件を全く取っておりますので、それについては確かに御指摘のとおりになるわけですが、ケース・バイ・ケースで、その辺については御事情を伺いながら決めていきたいというふうに考えております。

櫻井委員長 ほかにいかがでしょうか。

木島委員。

木島委員 この上級の学校ということですが、例えば高校を卒業して専門学校という場合の、その専門学校は上級の学校に相当するんですか。

教育政策課長 上級といいますと、今おっしゃった専門学校でいえば、高等というんですかね、例えば中学校を出て専門学校に行くという場合の専門学校ではなくて、通常、高校を出て入る専門学校、高等専門学校といいますか、そういったたぐいのことを想定しております。

木島委員 ということは、例えばそこにありますよね、電子専門学校なんていうのは、あれは高等なんですか。専門高等電子学校ということなんですか。高校を卒業したって大学に行かないで、そういう専門学校に行ってしまうのが最近多いですよね。そうすると、そういう専門学校は上級学校と考えてよろしいかということなんです、就職のためのという。

次長 短大も、そうすると同じ扱いになっていいですよ。

櫻井委員長 教育政策課長、どうぞ。

教育政策課長 中学校を出て行く専門学校と、高等課程というのが一般的に言われているような表現です。高等学校あるいは短大、大学を卒業して行くのが、いわゆる専門学校の中の専門課程と称するところがこの対象というふうに理解しております。

櫻井委員長 木島委員、いいですか。

木島委員 はい、結構です。

櫻井委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第57号 新宿区奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 議案第57号は原案のとおり決定いたしました。

議案第58号 平成18年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について

櫻井委員長 次に、「日程第2 議案第58号 平成18年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について」を議題といたします。

では、議案の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 それでは、「議案第58号 平成18年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について」御説明いたします。

1枚議案のかがみをめくっていただきまして、付議事項の資料がついております。区立幼稚園における学級編制方針についてということで、平成18年度園児募集における学級定員及び学級編制について、別紙のとおり基本方針を定めるというものでございます。

めくっていただきまして、区立幼稚園の学級編成方針（案）という形で資料がございます。

まず1番の学級定員につきましては、御覧のとおり3歳児17名、4歳児30名、5歳児30名。昨年、17年度の学級編制方針の中で、3歳児につきましては16名から17名に変更しております。今年度は昨年と同様、変わっておりません。

それから、2番の学級編制についてでございますが、3歳児の募集につきましては、募集園数は13園13学級、募集園についてはに記載のとおりでございます。それ以外についても昨年同様変わっておりません。2番目の4歳児募集につきましても、変わっておりません。右側の5歳児の学級編制についても、昨年同様でございます。

その他のところでございますが、の入園許可証発行日（確定日）は平成18年1月16日（月）とするということで、今年度につきましては、通常15日のところを16日ということで変更させていただきます。変更の理由は、下の網かけの部分に出ておりますが、例年1月15日を確定日としているわけですが、平成18年1月15日は日曜日と重なりますので、1月16日

の月曜日とするものでございます。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。御質問、御意見をどうぞ。

変更のところは、この日にちだけだということですね。

いかがでしょうか。よろしいですか。

教育政策課長。

教育政策課長 説明がちょっと漏れておりました。

裏面の方に、この編制方針に基づきます学級編制及び定員の一覧表を掲げておりますので、御参考にしていただければと思います。

櫻井委員長 ということでございます。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第58号 平成18年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 それでは、議案第58号は原案のとおり決定いたしました。

議案第59号 平成17年度新宿区一般会計補正予算（第3号）について

議案第60号 公文書部分公開決定処分に対する異議申立てに関する情報公開・個人情報保護審査会への諮問について

議案第61号 自己情報の開示請求に応じられない決定処分に対する異議申立てに関する情報公開・個人情報保護審査会への諮問について

櫻井委員長 では次に、「日程第3 議案第59号 平成17年度新宿区一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

教育長。

教育長 「日程第3 議案第59号 平成17年度新宿区一般会計補正予算（第3号）について」は、平成17年第3回区議会定例会で審議を予定している案件で、区長の公正、円滑な区政執行を確保する観点から、非公開による審議をお願いいたしたいと思います。

また、「日程第4 議案第60号 公文書部分公開決定処分に対する異議申立てに関する情報公開・個人情報保護審査会への諮問について」及び「日程第5 議案第61号 自己情報の開示請求に応じられない決定処分に対する異議申立てに関する情報公開・個人情報保護審査

会への諮問について」は、争訟に係る事務に関する案件であり、教育委員会の当事者としての地位を不当に害する恐れがあるので、非公開による審議をお願いいたしたいと思います。

櫻井委員長 ただいま、教育長から非公開による会議の発議がございました。

「日程第3 議案第59号 平成17年度新宿区一般会計補正予算（第3号）について」及び「日程第4 議案第60号 公文書部分公開決定処分に対する異議申立てに関する情報公開・個人情報保護審査会への諮問について」及び「日程第5 議案第61号 自己情報の開示請求に応じられない決定処分に対する異議申立てに関する情報公開・個人情報保護審査会への諮問について」を非公開により審議することに御異議ございませんでしょうか。

〔異議なしの発言〕

〔「議案第59号 平成17年度新宿区一般会計補正予算（第3号）について」及び「議案第60号 公文書部分公開決定処分に対する異議申立てに関する情報公開・個人情報保護審査会への諮問について」及び「議案第61号 自己情報の開示請求に応じられない決定処分に対する異議申立てに関する情報公開・個人情報保護審査会への諮問について」は、非公開で行うことの議決があったため、別途議事録を調製する。〕

報告1 平成18年度予算の見積りについて

報告2 学校選択制度保護者アンケートの結果について

報告3 平成17年度第2回学校公開日程（中学校）について

報告4 その他

櫻井委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1から報告3までについて一括して説明を受け、質疑を行います。

では、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長。

教育政策課長 それでは、お手元の資料を御覧いただきたいと思います。

平成18年度予算見積りについてということで、昨日付で助役名で予算の見積りについて依命通達が出されました。本日は、この内容について、簡単に御説明をしていきたいと思えます。本文を少し読み上げる形で御説明してまいりたいと思えます。

平成18年度の予算見積りについて、依命通達でございます。

区財政は健全化に向けて着実な歩みを続けている。

平成16年度決算では、実質単年度収支が5年連続黒字となり、また、経常収支比率も2年

連続で改善した。

これは、景気の緩やかな回復などの影響により、特別区民税や特別区交付金等の一般財源収入が当初見込みを上回る実績となったことや、これまでの財政健全化への取組みが大きく寄与した結果である。

そして、今年度の特別区民税も当初予算を上回る収入が見込まれる状況にある。

しかし、企業収益の改善は家計部門にまで十分波及しているとは言い難く、今後、原油高騰などの懸念材料が区民生活に与える影響にも注視していく必要がある。

一方、国と地方の税財政改革（三位一体改革）は、所得税から住民税への税源移譲の内容を含む改革の全体像が未だ不透明なままであり、地方財政は依然として見通しの悪い変革期の中にある。

このような区財政を取り巻く環境を的確に捉え、将来に渡り安定した財政運営を持続していくためには、行財政改革に不断に取り組み、行政の体質改善を図るとともに、公共サービスのあり方の見直しを進めていくことが極めて重要である。

平成18年度は第四次実施計画及び第二次行財政改革計画の2年度目にあたる。

引き続き、「新しい時代を担う子どもの育成」、「高齢者、障害者など誰もがいきいきと暮らせる地域社会づくり」、「安全で快適な文化の薫るまちづくり」、そして、「柔軟で多様な開かれた参画システムの構築」の4つの課題に重点的に取り組むとともに、これ以下は、ことし新たに出てきております、少子化対策や減災社会への対応など、必要性、緊急性の高い分野では、施策に加速度をつけて推進していかねばならない。

また、区民等との協働と区民参画による新たな自治のあり方の実現に向けた挑戦は、より精力的な取組みを展開する段階となる。

こうした点を踏まえ、平成18年度予算は、協働と参画の取組みの一層の拡大、生活者の視点からの事業見直しと組織の連携強化、そして、実績の検証による効果的な財源配分を通し、総合力の向上と現下の区政課題に果敢に挑戦する予算として編成する。

ということで、記書きのところが中身でございますが、ここは昨年度から変わりましたところだけを、かいつまんで読み上げさせていただきます。

まず、2番目の実施計画事業についてはですが、計画の主旨及び行政評価の結果を踏まえ、事業目標の達成に向け、適切な見直しを行うこと。この辺は、行政評価をきちっとしていこうということで、今年度、相当細かい行政評価を従前とは違った形で、内容についてもかなり企画政策の方で見直したりしてやっております。それを踏まえた表現だというふうに思っ

おります。

6番目の内部管理経費については、縮減というトーンで前は書かれておりましたが、後段、真に必要な経費に財源を再配分することというのが、新たに、ちょっとトーンが変わってきておりますが、入ってきております。

それから、「アクション04」事業の7番目の事業経費枠については云々でございますが、なお書き以下、16年度からの継続事業は、事業評価の結果を踏まえ、適切な見積りを行うというふうにしております。

以下、8番目から17番目については、ほぼ同じでございますので、省略をさせていただきます。

4枚目、平成18年度予算編成方針というのが、企画政策部の方で同日付で出しております。これは助役の今の依命通達を踏まえた編成方針でございます。

ポイントは四角の枠の中でございますが、まず18年度予算編成の背景ということで、先ほど依命通達にも出てきましたが、景気の緩やかな回復などによる税収の増、財政健全化への着実な歩みの継続、三位一体改革などの影響は依然不透明ということで、2番目に予算見積りの基本方針ということで、最初の助役の依命通達の本文にもございました「総合力の向上と現下の区政課題に果敢に挑戦する予算」というのが今回の基本方針ということで、中身は協働と参画の取組みの一層の拡大、生活者の視点からの事業見直しと組織の連携強化、実績の検証による効果的な財源配分ということで、「第四次実施計画」、「第二次行財政改革計画」の2年度目の中身ということで、二重丸印で幾つか出ておりますが、特に2番目の少子化対策や減災社会への対応など、必要性、緊急性の高い分野では施策に加速度をつけて推進と書いております。

それから、予算編成の主な日程でございますが、見積書を11月4日までに提出いたしまして、11月には予算見積書を提出した後に、区長プレゼンテーションを行う予定です。12月に区長査定がございまして、来年の1月13日に予算内示がございまして。

次のページは「アクション04」事業の取扱いについてということで、企画政策部財政課の文書でございます。

「アクション04」事業は、平成16年度からですから、これで18年度については3年目になるわけですが、3年目の方針については追加点ということで、として第四次実施計画で計画事業化された17年度「アクション04」事業は、18年度の「アクション04」事業経費枠から除外する、これは当然ですが。したがって、当該事業に係る18年度の「アクション0

4」事業経費は、18年度「アクション04」事業経費枠において、新規、拡充事業枠として活用が可能だと。

それから、2番目は18年度は最終年度にあたるため、新規事業は原則単年度事業とし、継続事業についてもその趣旨を踏まえた事業とするということで、具体的には18年度の「アクション04」事業は、それ以下の表の中に書いてございますが、教育委員会といたしましては、9月7日に事務局の経営会議がございますが、各課に依頼をいたしまして、9月15日までに取りまとめをお願いいたしまして、10月21日の経営会議で決定をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

櫻井委員長 学校運営課長。

学校運営課長 それでは、引き続き、平成17年度学校選択制度に関するアンケートの集計結果について御報告いたします。

このアンケートは、ことしの7月に小・中学校の新1年生の保護者に対し、お尋ねをして、それを学校で1学期中に回収し、集計したものでございます。資料の1枚目が小学校のアンケートの集計結果で、配布総数が1,337、回収数が1,179、回収率は88.18%でございます。

代表的な質問項目と回答内容を御報告いたしますと、入学した学校が通学区域の学校か、区域外の学校か、新宿区外からの通学かというように尋ねましたところ、通学区域の学校を選択した方が78.84%、通学区域外の隣接の学区域と指定校変更の学校に通っているという回答が20.48%です。

次の質問は、「希望した学校に入学してよかったか」ということで、3つ選択肢を用意して、「大変満足している」と「満足している」、3番目は次のページで「満足していない」ですが、「大変満足している」という回答が回答率で32.65%、2番目の「満足している」の62.43%と合わせますと、95.08%が希望した学校に通わせて満足しているという回答です。「大変満足している」の回答で一番多かったものは、上から2番目、Bの「自宅からの距離・通学の安全」を選ばれた方が14.54%、その次がGの「子どもの友人関係」で満足しているというのが11.26%でございます。2番目の「満足している」も、一番多かったのはBの「自宅からの距離・通学の安全」、2番目が「通学区域の学校だから」、3番目に多かったのが「子どもの友人関係」でございました。

裏面でございますが、「満足していない」という回答の理由の方ですが、Gの「子どもの友人関係」で離れたのでしょうか、「満足していない」というのが一番多く、2番目に多か

ったのが「児童・生徒数の少ない学校」に通ったことで不満であると。3番目はFの「先生の指導や熱意」になっております。

3番目の質問は、「通学区域の学校を選ばなかったのはどういう理由ですか」というように尋ねたものですが、一番多かったのが1の「自宅からの距離・通学の安全」、これが19.73%です。2番目に多かったのが「子どもの友人関係」で、6番目の項目です。3番目は11の「児童・生徒数の少ない学校」で、通学区域の学校を選んでいないと。12.38%ございました。

4番目の質問は、「学校を選ぶ上での情報をどのような方法で得ましたか」ということで、「学校公開・学校説明会」、「友人・知人からの情報」、「学校案内冊子」、「文化祭等の学校行事」、「インターネット・ホームページ」、「学校だより」等の項目で、一番多かったのは「参考になった」と「大変参考になった」とを合わせて一番選んでいただいたのが「学校公開・学校説明会」で、上の2項目を合わせますと55.81%。「友人・知人からの情報」がその次に多くて、上の2つを合わせて54.12%。「学校案内冊子」が3番目で30.54%です。

最後に5の質問でございますが、「一斉学校公開の際、区内の学校を見学したか」というお尋ねですが、「通学区域内の学校を見学した」方が41.63%、「通学区域外の選択校を見学した」のが15.68%、「その他の学校を見学した」と3項目を合わせますと、68.45%の保護者は、何らかの形で学校の見学をしていらっしゃいます。

その次のページ以降は、小学校の自由意見等の主な記述でございます。自由意見をいろいろ書いていただいたんですが、学校選択制度に関する主な意見を、制度を肯定する意見、否定する意見、反対の意見ですね、その他の意見、制度以外の意見というような項目分けをさせていただきます。同じ項目でも全く見解が違って反対の意見も出てございますが、学校選択制度について肯定する意見の方が多かったというように私どもはとらえてございます。

1枚資料を送っていただきますと、中学校の方のアンケート結果が出ております。中学の方は配布数が900、回収数が794で、小学校とほぼ同じ88.22%が回収率でございます。

通学区域の学校を選んだ方が74.20%、通学区域外の学校が23.89%で、通学区域外を選ばれた方が小学校の場合に対して3.4%ほど多くなっております。

次の項目の、希望した学校を選択して満足かどうかという質問ですが、「大変満足している」と「満足している」を合計しますと93.71%で、小学校の方よりも少し下がっておりますが、大方の方が満足されていらっしゃいます。「大変満足している」が一番多かったのが、

Gの「子どもの友人関係」、2番目は「自宅からの距離・通学の安全」です。「満足している」の場合も一番多かったのが「子どもの友人関係」で、2番目が「自宅からの距離・通学の安全」、3番目が「通学区域の学校だから」というものです。

その裏面ですが、「満足していない」と言われた方で理由として一番多かったのが、Fの「先生の指導や熱意」というところで、小学校の方とは違う結果が出てございます。Gの「子どもの友人関係」が、それに次いでおります。

3番目の質問は、「通学区域の学校を選ばなかった理由」でございまして、一番多かったのが「子どもの友人関係」。2番目は9の「学校のイメージ・評判」でございました。3番目が「自宅からの距離」でございまして。

4番目の質問の方で小学校と変わっておりますのは、2番目の、情報で参考にしたものが「友人・知人からの情報」だったというのが、55.17%が参考になったという回答で、これがトップです。2番目が「学校公開・学校説明会」で、一番上と2番目とを合わせて44.49%でした。

そのほかで最後の質問で、「一斉学校公開の際、区内の学校を見学しましたか」という回答は、1、2、3の回答を合計して、何らかの形で学校を見学された方が47.99%で、小学校の回答よりも低くなっております。小学校に通わせながら、中学校のことはもう承知している保護者が多いのではないかと分析してございます。

中学校の方の自由意見の方も、制度についての肯定と否定と両方出てございますが、全体に自由意見は小学校に比べて少なめだと受けとめております。部活動については中学校だけ尋ねておりますが、これも思ったよりは御意見が少なかったように受けとめております。

以上、雑駁ですが、学校選択制度に関するアンケート集計結果の御報告といたします。

引き続きまして、17年度第2回学校公開日程（中学校）について御報告いたします。

報告3の資料で、A4、1枚の表でございまして、6月の学校公開に引き続き、中学校の方も第2回学校公開日程を10月3日から21日の間で、この表のとおり組んでおります。学校説明会の方も同様に10月3日から21日までの間で、こういう日程でございまして。

中学校の方の学校案内冊子につきましては、今月中に各小学校を通じて配付する予定でございまして。

大変雑駁ですが、17年度学校公開日程の第2回についての御報告といたします。

櫻井委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。では、報告1について御質問、御意見のある方はお願いします。

助役からの依命通達ですが、いかがでしょう。

やはり努力すれば実が実るんですね、黒字に5年連続でということは。

何か御意見ございませんか。

内藤委員、お願いします。

内藤委員 これは私が不勉強で申しわけないけれども、教育委員会の「アクション04」事業というのは、何を充てていましたか。

櫻井委員長 どなたにいたしましょう。

生涯学習振興課長。

生涯学習振興課長 生涯学習の関係では、外国人保護者のための家庭教育の講座といたしますが、そうした予算と、それは今は生涯学習財団に実施を委託して、「おやおやクラブ」ということで展開されている事業でございます。それとあともう1つ、文化財ガイドの養成ということで、文化財の調査、それから保護、保存のいろいろな手法について御紹介する講座を実施しております。そうした予算を生涯学習の方では組んでおります。

櫻井委員長 指導課長。

教育指導課長 教育指導課では、図書館ボランティアと図書館スタッフなどの活用を図ることであるとか、中学校を中心にして、幼稚園、小学校、中学校で同じ講師の方を共同でお願いをして、例えば、幼稚園の授業の後補充に講師の方が入っていただくとか、そういう活用を中心に進めさせていただいて、大変喜ばれているところです。

次長 それは昨年度です。

教育指導課長 大変申しわけありませんでした。それは成果がありまして担保されまして、今年度は理科実験名人の派遣であるとか、あるいは確かな学力推進モデル校ということで、いわゆる統合新校となりました西早稲田中学校、新宿中学校に英語の指導員であるとか少人数の講師の加配などで取り組んでいるところでございます。失礼いたしました。

櫻井委員長 ほかにいかがですか。

教育政策課長。

教育政策課長 すみません、私が本来まとめて御説明するところですが、今の生涯学習振興課長から説明ございました2つの事業、それから教育指導課長の方から御説明いたしました2つの事業、合計4つの事業で今年度は「アクション04」事業をやっているところでございます。

内藤委員 いずれも継続事業の性格を帯びているように思いますが、どうなのでしょう。や

はり18年度も継続するということになるのでしょうか。

生涯学習振興課長 生涯学習振興課の事業のうち、外国人保護者のための家庭教育講座で「おやおやクラブ」と言っているものは、引き続きということになると思います。それからもう1つ、文化財ガイドの養成というのは、今年度の形をさらにどのように発展させていくかということで、今検討中でございます。

櫻井委員長 教育長。

教育長 「アクション04」予算というのは、16、17、18年の3年間で、既に、先ほど教育指導課長が話していましたように、16年になって17年から計画事業に振り替えられて、それはもう「アクション04」事業から昇格したということで、別の事業としてきちっと予算が担保されるという仕組みになっています。したがって、あと「アクション04」の対象は19年度まではあるんですが、その後も事業としてよければ予算として継続していくし、要は継承しないといけないという意味で、3年間とりあえずやっていただいて、よいものは、引き続き要求すればそのまま予算として継続的な事業としてできるという趣旨のものだというふうに、現在のところ組み立てられております。

櫻井委員長 ありがとうございます。

では、報告1に関しては、ほかにございませんか。

では、報告2はいかがでしょう。学校選択制度に関するアンケート。

これは、「大変満足している」「満足している」というのを、たくさんピックアップしたということではなくて、絶対数がもともとこういう割合だったということですね。

学校運営課長 これは、理由の方の選択肢はふやしておりますが、数値についてはすべて絶対数です。自由意見についても、同じ内容でも余りまとめずに、ほとんどを載せてございます。全く同じような意見は、編集して1つの意見にしたケースもございますが、おおむねこれだけが自由意見の数の絶対数だったというように受けとめております。

櫻井委員長 ありがとうございます。

いかがでしょう。

熊谷委員。

熊谷委員 せっかくですから、アンケートの自由意見の中で、小学校1つと中学校1つについて、もう少し詳しく内容がわかれば教えていただきたいんですけども、小学校の場合は制度のところ、「学区外から入学しようとする保護者の殺気だったムードが不快」だったと、こういう意見が出ているんですけども、これは具体的に実際こういうことが起こって

いるんですか、現象では。

それから質問をもう1つ。中学校もたくさんおもしろいのがあるんですが、統廃合のところに「学校側から統合で大変と決まり文句のように聞かされてうんざりした」と、こういうのもありますけれども、つまりこういう意見というのは、実際にきれいごとではなくて、保護者のかなり心情が表れていて私は興味深いんですけれども、この非常に殺気だったムードが小学校で保護者の中にあったり、あるいは統廃合は少し学校側がナーバスになり過ぎて、それを保護者に言い過ぎて、保護者としては非常にうんざりしたと、そういうようなことが実際に、ある程度もう少し詳しくお聞かせいただくと私としては大変勉強になるんですが。

学校運営課長 実際にアンケートに書かれてきた言葉をそのまま書いてございますので、私どもとしては、どこでどんな経緯でこういう意見が出てきたのかと、おおむね推定できますので、その推定でお答えいたしますが、小学校の方の「学区外から入学しようとする殺気だったムード」というのは、2つ3つの小学校に非常に人気集中しておりまして、特に市谷小学校が受け入れの数に対して非常に多くの申し込みがありました。それともう1つは、余丁町小あたりも、もしかすると余丁町の幼稚園が、近隣の幼稚園が休園しておりますために結構多めに受け入れておりまして、そのまま余丁町幼稚園から小学校も同じところに通いたいと、そういう人気集中します。それと、あとは早稲田小が3クラス編制になるくらい大勢が集まりますので、説明会のときから、何とか希望の学校に入りたいという雰囲気が出ていたのではないかと、そのように推察しております。

中学校の方ですが、今年度はたまたま、本当に統合で2つの中学がスタートする時期でございましたので、統合についての意見が幾つか寄せられておりました。学校説明会の際に、統合でさまざまな煩瑣な事務が積み重なっているということ、学校側で言っていたらうことは推測できます。

櫻井委員長 ほかにいかがですか。

今の殺気だったムードに加えて、例えば「根拠のない噂や風評に困った」とか、そういうことが出てくるということは、保護者間での口コミいいますか噂話というのは、かなりの勢いをもって流布されているのではないかなというふうに思いますけれども、いかがですか。

学校運営課長 新聞報道でも学校選択制を取り上げた記事が、保護者が決め手としているのは口コミ情報だというような扱い方をしたことがあり、実際に保護者同士の情報交換を頼りに学校を選択する雰囲気もあるように感じております。学校側で十分に説明ができるように、

お願いをしているところでございますが、それは保護者側の御意向なので、公正な判断をしていただきたいと考えております。

櫻井委員長 ありがとうございます。

それと1つ、やはり選択した学校に入れなかったのは意味がないというような意見がどこかにありましたよね。やはりこれも今後の課題かなと思います。これは感想です。

いかがでしょう。何かございませんか。よろしいですか。

内藤委員 大変参考になるアンケートだと思います。

櫻井委員長 それでは、報告3にいきたいと思います。

その学校公開ですけれども、これは別によろしいですか。よろしいですね。

それでは、ほかに御質問がなければ、本日の日程で、報告4、その他となっておりますが、何かございますか。

中央図書館長。

中央図書館長 それでは、口頭で、図書館情報システムの障害につきまして御報告させていただきます。

先月、8月20日土曜日、この土曜日は、四谷の開館時間が午前10時から夜の8時までございますが、その間に3時36分から8時18分まで図書館情報システムがサーバーに接続できなくなりまして、四谷図書館の13台の端末が操作不能となりました。この原因につきましては通信回線の異常ということで、メンテナンス業者の方に来館していただきまして、調査して、対処的には直ったわけでございますが、ただその原因につきましては今調査中でございます。この間、4時間以上の手作業による貸し出し、返却本の受け取り、登録申請を行ってまいりましたが、特に混乱したり、また苦情があったということはございませんでした。

以上、御報告申し上げます。

櫻井委員長 ありがとうございます。

これに関しては、よろしいですね。

それでは、報告事項は以上で終了といたします。

閉 会

櫻井委員長 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

午後 3時59分閉会